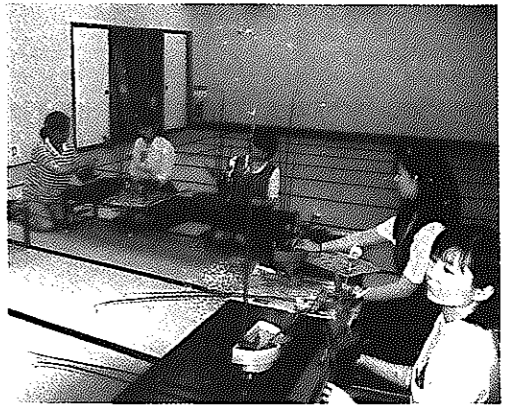


楽しく学びながら仲間づくり

平成11年度青年スクール
前期 開講式



楽しく学びながら仲間づくりをしようと、五月二十六日、青年教育センターで平成十一年度青年スクールの前期開講式が行われました。

前期のスクールには料理、英会話、着付け、華道、茶道、ゴルフ、マジックの七コースが開設され、市内外から四十九人の青年が受講。受講生は「しっかり基礎から指導を受けて上達したい」「将来、自分のためになると思っで参加しました」「友達を増やしたい」と話しています。

青年スクールは七月までの毎週水曜日、十回にわたって行われる予定です。

市政振興に多大な貢献

平成11年度市政功労者表彰式



六月一日、市役所大会議室で市政功労者の表彰式が行われ、市政の振興に功績のあった五人と一団体が表彰されました。表彰者は、次のとおりです(敬称略)。

【自治功労】高橋己之七(七十歳・西笠巻第二)、河井芳夫(六十歳・左工門小路)：多年にわたり交通安全指導員として、交通事故防止に寄与されました。広野茂(七十七歳・曙町)：多年にわたり生活保護嘱託医として、生活保護者の健康維持、増進に寄与されました。

【感謝】小池美咲(六十九歳・東宣場)：市の社会福祉向上のために、多額の寄附をされました。白根市立庄瀬小学校竣工記念事業実行委員会：庄瀬小学校に遊具施設一式を寄附されました。

初夏の芸術祭「市展」

第27回白根市美術展覧会



六月二日から七日までの六日間、カルチャーセンターで白根市美術展覧会が開かれました。今年の出品点数は六部門で二百四十八点と、市民の芸術文化への関心の高まりとともに毎年増加しています。期間中は多くの人が訪れ、素晴らしい作品に見入っていました。入賞者は次のとおりです(敬称略)。

【市長賞】
日本画 藤崎久子(鯉湯) 洋画 野光子(黒崎町) 書道 水野佳代子(中央通) 写真 早川宏(白井) 美術工芸 田島ミナ子(養口)

【議長賞】
日本画 星野策次郎(鯉湯) 洋画 細貝溪子(大通南) 書道 穂刈美津以(魚町) 写真 田村正弥(月湯村) 彫塑 井浦もと子(新津市) 美術工芸 広川浅子(古川宮前町)

【教育長賞】
日本画 薄田弘(四ツ興野)、薄田フユ(味方村) 洋画 小林隆夫(丸湯) 書道 阿部正五(諏訪木)、小野汀花(四の町)、海津椿三(養口)、松川仁志(三条市) 写真 上田吉平(新津市)

【協会長賞】
日本画 杉沢キヨ(桜町)、関根菜紗呼(五六の町)、長谷川千穂子(高井東) 洋画 本間芳博(湯東村) 書道 高橋光華(五六の町)、鶴巻起峰(戸頭)、長谷川美紗(四ツ興野)、皆川緑邦(味方村)、渡辺弘山(丸湯) 写真 阿久津光芳(日の出町)、木下信雄(味方村)、丸山英俊(館)

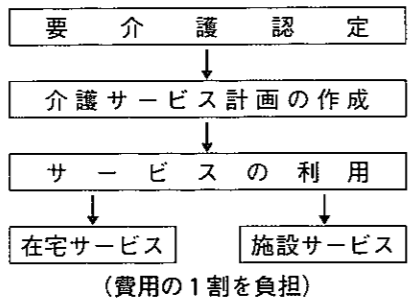
七月十五日号で、市長賞受賞者とその作品をご紹介します。

もうすぐ始まる

介護保険

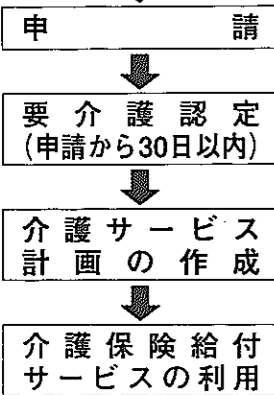
PART3

要介護認定を受けた人は、要介護度に応じた金額の範囲内で、介護保険から提供されるサービスを選ぶことができます。そのサービスを受ける場合は、介護サービス計画を作成します。



※要支援と判定された人は、施設サービスの利用はできません。

寝たきりや痴ほうで介護が必要となった



自由に選択・作成できる

介護サービス計画

介護サービス計画は、実際に利用するサービスの種類、内容、回数、組み合わせなどの計画です。例えば、週二回ホームヘルパーを利用したり、デイサービスセンターに通所したりするなど、具体的に介護サービスの計画を立てることです。

計画は、介護支援専門員(ケアマネージャー)に依頼して作ってもらうことができます。介護支援専門員は、利用者や家族の希望や抱えている課題を踏まえて、市や在宅サービス提供事業者などのサービス担当者や連絡調整しながら、計画作りを支援してくれる人です。計画の作成を依頼しても、利用者の負担はありません。

なお、介護支援専門員による計画の作成は強制ではありませんので、サービスを受ける利用者やその家族で作ることもできます。計画を作らずにサ

要介護度の区分とサービス支給限度額

※この目安は、厚生省が検討している案です

認定区分	内容	サービス支給限度額(円)
自立	介護保険サービスは利用できません	—
要支援	日常生活の能力は基本的にあるが、生活の一部に介護が必要な人。また、リハビリテーションなどの支援が必要な人	60,000
要介護度1	立ち上がりや歩行が不安定。着替えや掃除などに一部または全介助が必要な状態	170,000
要介護度2	自力の立ち上がりが困難。食事、トイレ、入浴などに一部または全介助が必要な状態	200,000
要介護度3	立ち上がりが自力ではできない。入浴、トイレ、着替えなどに全介助が必要な状態	260,000
要介護度4	日常生活能力が低下。入浴、トイレに全面的な介護が必要。野外へはいかないなど問題行動が増加している状態	300,000
要介護度5	全面的な介護が必要で、意思の伝達がほとんどできない状態	350,000

サービスを利用することもできますが、この場合は、一度費用の全額を負担してもらい、後で九割分の払い戻しを受け手続きが必要になります。

計画を作るときに注意することは、サービスを受ける場合、認定された要介護度によって使える保険給付の限度額が異なるということです(右表参照)。限度額を超えるサービスを計画に盛り込むこともできますが、超えた金額分については、全額利用者の負担となります。

利用者の負担は1割

介護保険からサービスを受けたとき

は、原則として掛かった費用の1割を負担していただきます。なお、施設に入所する場合は1割の負担のほかに、日常生活費や食費の自己負担が必要となります。

1割の負担が高くなりすぎる場合は、一定額で頭打ちとなります。特に、所得の低い人の場合は、頭打ちの額を低くして負担が重くならないようにしています。また、所得の低い人が施設に入った場合、食費の負担額も低くします。

問い合わせ 保健福祉課
介護福祉推進室 高齢福祉係
☎373・2111 内270